

新型コロナウイルスワクチン接種 関連情報

問 保健センター（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）☎85-6900

◆令和5年度「春開始接種」がスタートしました

接種期間 8月末まで

取手市に住民票があり、初回接種（1・2回目）が完了している方のうち、以下に該当する方は、実施期間中に1人1回接種できます。接種費用は無料です。

対象者

- 65歳以上の方◎順次接種券を発送しています
- 基礎疾患がある方（5歳以上64歳以下）●医療・介護従事者など（64歳以下）※8月10日（木）までに接種券の交付申請が必要です。申請は市ホームページからの電子申請と保健センター窓口・郵送でできます。

実施会場 市内協力医療機関

◎接種券に、「取手市新型コロナウイルスワクチン接種協力機関一覧」を同封しています。予約は下記の「接種券到着後の予約方法」をご確認ください。

【接種券到着後の予約方法】

▶インターネット：<https://yoyaku.ibakei.ne.jp/KNQS5Q/>
（同居でない方も代理予約できます）

▶電話：取手市新型コロナウイルスワクチン接種予約・相談センター
☎0570-020-252（平日 8:30～17:15 通話料金がかかります）



【5月8日から】新型コロナウイルス感染症 感染症の取り扱いが変わりました

問 保健センター☎85-6900

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられ、感染対策などの取り扱いが変わりました。

※市職員は、窓口対応や接客の際、マスクを着用します。

5類移行に伴う変更点



◆5類移行後の主な対応

| | 5月7日まで | 5月8日から |
|----------------|--|--|
| 外来（発熱患者など） | 対応 ●「診療・検査医療機関」（いわゆる発熱外来）を中心に対応 費用 ●検査・調剤：自己負担なし ●治療費：自己負担なし | 対応 ●幅広い医療機関で対応 ※受診前に医療機関に連絡し、受診時はマスクを着用してください。 費用 ●検査・調剤：自己負担あり（保険診療） ●治療費：自己負担あり（保険診療） |
| 入院 | 対応 ●「入院受入医療機関」に入院 費用 ●治療費：自己負担なし ●食料：自己負担なし | 対応 ●酸素投与が必要な重症・中等症Ⅱの患者…「入院受入医療機関」に入院 ●軽症・中等症Ⅰで入院が必要な患者…「入院受入医療機関」に限らず入院可能 費用 ●治療費：自己負担あり（保険診療） ●食料：自己負担あり |
| 宿泊療養 | 対応 宿泊療養施設に入所 費用 食料：自己負担なし | 対応 高齢者や妊婦の入所は継続 費用 食料：自己負担あり（実費相当額） |

- 薬局などの無料検査は終了します
 - 陽性者の行動制限は、発症から5日経過し、症状軽快から1日が経過するまで、外出を控えることを推奨します
 - 濃厚接触者の行動制限は不要になりました
- ◎詳細は、市ホームページをご確認ください。

■電話相談窓口などの連絡先を確認しておきましょう
 すぐに医療機関を受診した方が良いのか判断に困ったり、療養中の体調悪化や、受診先に迷ったときは、まず電話で相談してください。
 茨城県新型コロナウイルス感染症電話相談センター
 ☎029-301-3200（無休、7:30～21:00）

低所得の子育て世帯へ子ども1人につき5万円を支給します

申請が必要な方は、6月1日（木）から受け付け開始

問 子育て世帯生活支援特別給付金 申請受付窓口☎内線 1947

国は、食費などの物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、その生活を支援するため「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を決定しました。市は、6月1日（木）から申請が必要な方の受け付けを開始します。

詳細は市ホームページをご確認ください



支給額 子ども1人につき5万円※1回限り

申請期間 6月1日（木）～令和6年2月29日（木）

対象

▶ひとり親世帯 以下のいずれかに該当する方

- 公的年金などを受給していることにより、5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない
- ※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る
- 食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、5年1月以降の児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入となっている
- ※5年3・4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方に限る

▶ひとり親世帯以外 以下の三つの要件全てに該当する方

- 4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」の支給を受けていない
- 5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母などである
- ※障害児の場合は20歳未満。
- 5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入である

申請方法 申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、以下のいずれかの方法で

▶郵送：〒302-8585寺田5139「子育て世帯生活支援特別給付金 申請受付窓口」宛て

▶直接：取手庁舎4階401会議室

※申請書は市ホームページで入手できます。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

■以下の方は申請不要です

- 5年3・4月分の児童扶養手当の支給を受けている
 - 4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」の支給を受けている
- ⇒上記の方へ、5月12日（金）までに通知を送付しています。辞退の申し出がない場合は、5月31日（水）までに市に登録のある口座へ給付金を振り込みます。
- 非課税世帯で6年2月までに子どもが生まれた場合
- ⇒児童手当などの審査後に支給を決定します。